

令和6年 第2回松田町議会臨時会 会議録

令和6年5月15日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 32 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許））
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について（松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。薫風さわやかな季節となりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る 5 月 10 日、松田町告示第 40 号により令和 6 年第 2 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集頂き、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C T を活用した議会実現のために、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しております。なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱はしてください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。  
会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により議長から指名いたします。  
3 番 吉田功君、4 番 中津川定雄君の両名にお願いします。

議 長 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日5月15日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第2回松田町議会臨時会の招集に当たり、5月15日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日5月15日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第6「報告第2号専決処分の報告について（松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例）」を行います。日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」及び日程第5「議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許）」については、質疑等を行い、即決でお願いします。その後、日程第6「報告第2号専決処分の報告について（松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例）」の報告を行い、閉会の予定です。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和6年第2回松田町議会臨時会の会期は本日5月15日の1日と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、改めましておはようございます。若葉が目まぶしい季節となりま

した今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

5月5日は5年ぶりとなります寄地区において若葉まつりが開催をされました。大変お忙しい中、御参集頂きました議員の皆様方には御礼申し上げます。ありがとうございます。当日は御存じのようにものすごく天気も恵まれて、大盛況でございました。来年は松田町と旧寄村の合併70周年というふうな記念すべき年になりますので、今年の課題をしっかりと整理させてもらいながら、来年またさらに盛大に開催できますことを期待しているところでございます。

また、御存じだと思いますけれども、先週になりますね。湯河原の富田町長さんが現役で66歳という生涯を閉じられたということになります。昨日がお通夜で、今日が告別式ということで、現職ですし、いろいろ世話になったので告別式には行きたいかなと思っているところでもございます。皆さん方も本当に命に限りがあると分かっているらっしゃると思いますけれども、本当に御無理のないように、長く生きていただければというように思います。

また事務的になりますけれども、町村会の中で任期が上から数えると私が4番目という立場になることによって、いろんな当て職が回ってきます。そういうことで、外に出る機会がさらに多くなりますけれども、ちょっとその中でも町職員一丸となって、行政のほうがおろそかにならないように努めてまいりますので、御了承頂くようよろしくお願いいたします。

さて、去る5月10日に令和6年第2回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

年度当初の事業や行事につきましては、6月の定例会において報告をさせていただきますので、御了承頂きたいと思っております。

本日の臨時会でございますが、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行により、町税条例の一部を改正する必要があるため、

地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許））につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

次に、報告第2号専決処分の報告につきましては、（松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術者の資格に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、令和6年4月1日より上水道整備や管理業務の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、町条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告をさせていただくものでございます。

これらの案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の議会から4月1日付で就任された野崎智教育長が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4月1日付で人事異動を発令し、幹部職員に異動と昇格がございましたので、御紹介をさせていただきます。参事兼議会事務局長に昇格いたしました石井友子君、参事兼総務課長に早野政弘君、町民課長兼寄出張所長に堀谷恵子君でございます。幹部をはじめ職員につきましては、時代の流れに対応した町政運営に取り組み、住民福祉の増進を目指し、町民が安心して生活できる住環境の整備、松田町への郷土愛を育み、協働・連携協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位の皆様におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、夏季における執務時の服装につきまして、地球温暖化対策実行計画の一環として、国と同様に、限りある資源を大切に、省エネルギーを推進するため、5月1日から10月31日まで職員がノーネクタイやポロシャツなどの軽装にて執務をさせていただきますので、御承知くださいますよう

ろしくお願いを申し上げます。

以上が私からの行政報告になります。本日の議会、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。午前9時20分より大会議室において議員全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。  
(9時07分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。  
(9時25分)

日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和6年5月15日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたところでございます。これにより町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税にかかるものについては特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、4ページ目に参考資料1として新旧対照表、5ページ目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。

条例改正の内容といたしましては、地方税法において土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みが3年間延長されたため、同様に延

長する旨の改正を行ったものでございます。詳細につきましては、4 ページ目の参考資料 1、新旧対照表にて御説明させていただきます。

右側が現行、左側が改正案でございます。附則第 7 項の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置について、現行の仕組みが 3 年間延長されたことに伴い、見出し及び同項内の「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改めます。また、根拠法である地方税法等の一部を改正する法律の法律年と法律番号及び適用する条項について改正するものでございます。

恐れ入ります、1 ページお戻りいただきまして、3 ページ目の改正文をお願いいたします。改正文の中ほど、附則でございます。第 1 項、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日からとすること。第 2 項では、経過措置として、改正後の附則第 7 項の規定は令和 6 年度以後の年度分について適用し、令和 5 年度分までについては従前の例によることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5 「議案第 32 号工事請負契約の締結について(令和 5 年度松田町立松

田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許））。

令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、請負代金額、一金9,570万円也。これは消費税込みとなっております。

4、契約の相手方、神奈川県秦野市松原町2番5号、株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一。

令和6年5月15日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第32号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格5,000万円を超える工事請負契約のため、提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、請負者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自署及び印影も墨塗りしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは御説明させていただきます。1、工事名、令和5年度松田町立松田



幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許）。

2、工事場所、松田町立松田幼稚園（神奈川県足柄上郡松田町神山404番地）。

3、工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から令和7年1月31日までとなっております。

4、請負代金、9,570万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が870万円でございます。

5、前払金は、する。

6、部分払いは、しない。

7、契約保証金につきましては、957万円でございます。

8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和6年5月2日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県秦野市松原町2番5号、氏名、株式会社関野建設、代表取締役 関野滋一でございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、参考資料2をお願いいたします。入札経過調書になります。一番上段の列で、一番左が予定価格でございます。予定価格は1億10万円でございます。続きまして右側、入札書比較価格、こちらは9,100万円でございます。この入札書比較価格は、予定価格の消費税抜きの価格でございます。続きましてその隣、最低制限価格8,858万8,500円。さらにその隣ですね、最低制限価格の110分の100、8,053万5,000円、こちら最

低制限価格の110分の100は、最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。  
一番右、入札執行場所でございます。こちらは電子入札となります。

下でございます。件名及び場所につきましては記載のとおりでございます。  
入札年月日は令和6年4月26日、午前10時開札でございます。

入札参加者につきましては、一番上段、株式会社杉崎工務店から一番下の最  
下段、渡辺建設（株）神奈川西営業所まで19業者でございます。

第1回入札のところを御覧ください。第1回入札では、株式会社門屋建設さ  
んが7,900万円で最も安い価格で入札をされました。この価格は消費税抜きの  
価格ですが、先ほど御説明をさせていただきました最上段の最低制限価格の  
110分の100の8,053万5,000円を下回ってしまったため、最低制限価格未満とな  
り、失格となっております。

次に、株式会社関野建設は8,700万円の入札で、この価格は同じく最上段の  
左、2番目の入札書比較価格9,100万円を下回った価格で、さらに先ほどお話  
しました最低制限価格の110分の100の価格8,053万5,000円を上回っておりま  
す。結果、入札書比較価格と最低制限価格の110分の100の間に収まりますので、  
第1回入札で落札となりました。

恐れ入ります、最低制限価格110分の100の隣の落札価格を御覧ください。第  
1回入札の8,700万円に消費税を加算した9,570万円が契約価格となります。

恐れ入ります、次ページをおめくりください。参考資料3でございます。こ  
ちらは松田町立幼稚園園舎大規模改修工事の平面図でございます。墨塗りの園  
舎棟はですね、今回屋上防水工事、屋上全面610平米、外壁改修工事、外壁塗  
装工627平米、ベランダ塗装工31平米、テラス改修工事、人工木ウッドデッキ  
57平米が今回の対象工事となります。

恐れ入ります、次ページをおめくりください。今度は園舎の平面図ござい  
ます。墨塗りの部分は園室内の改修範囲でございます。改修はですね、床フロ  
ーリング、壁のビニールクロス、電灯のLED化等になります。対象となるの  
は保育室が6室、遊戯室が1室、その他9室、廊下等になります。またですね、  
保育室や遊戯室、多目的室などの校舎の外側に太線で示してあるところはです

ね、サッシの改修箇所になります。また、廊下の墨塗りのところにですね、3か所の四角いポイントがあると思いますが、こちらはW i - F i のアクセスポイントとなります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田幼稚園園舎大規模改修工事（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「報告第2号専決処分の報告について（松田町布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第2号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。令和6年4月1日より国の機構改革で上水道整備や管理業務の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されています。これに伴い、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を

行いましたので、本臨時会にて報告するものでございます。

2枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第4条、水道技術管理者の資格の第1項第6号中、現行の「厚生労働大臣」を改正案の「国土交通大臣及び環境大臣」に定めるものでございます。

恐れ入ります。3枚目、3ページ目の議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 これをもちまして、予定しました日程の全てが終了いたしました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。

なお、本臨時会終了後に引き続き議会全員協議会を開催いたしますので、議員及び町長ほか関係職員は大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

(9時44分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 3 番 吉田 功

署名議員 4 番 中津川 定雄